

運転免許証の更新はお忘れなく

～運転免許証の更新手続きについて～

- 運転免許証の更新手続きは、免許証の有効期間が満了する誕生日の1か月前から誕生日を1か月経過する日までの2か月間の間に行ってください。
- 免許証の有効期間を過ぎると免許証が有効期限切れとなり、車の運転ができなくなりますので、早めに更新手続きをしてください。
- 「優良講習」の方は誕生日の1か月前から誕生日までの間に限り、秋田県以外の都道府県を經由して更新手続きができます。手続方法については、申請する都道府県の運転免許センターに確認してください。

区分	運転免許センターで手続きをされる方	住所地の警察署で手続きをされる方	
受付時間等	午前8:30～9:30 午後1:00～1:50	午前8:30～12:00 午後1:00～ 4:00	
	土曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続きはできません。 (日曜日でも更新できます。) ※秋田県以外に住所のある方で、住所変更をしないで更新する場合は平日のみの扱いとなります。 手続きが異なりますのでお問い合わせください。	土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続きはできません。 ※秋田中央署・秋田臨港署・秋田東署では手続きができませんので秋田市にお住まいの方は運転免許センターで手続きをして下さい。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○更新連絡書(はがき) ○現在所持する運転免許証(行政処分中の方は免許停止処分通知書) ○警察署で手続きをされる方は申請用写真1枚 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの、サイズは縦3cm×横2, 4cm、白黒でも可) ※警察署で手続きをされる方は、申請用写真で免許証を作成しますので、明るく、鮮明な写真を持参してください。 運転免許センターで手続きをされる方は写真不要です。 ※免許証の記載事項の変更を同時に行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・本籍・氏名・生年月日を変更する場合は本籍記載の住民票を提出していただきます。外国人の方には、国籍の記載された住民票を提出していただきます。(在留カード、旅券など手続きで確認させていただく場合があります。) ・住所変更だけの場合は、住所と氏名を確認できる書類を提示していただきます。(住民票、住民基本カード、官公庁発行の通知書及び郵便物、公共料金の領収書、健康保険証等で住所、氏名が印刷されているもの。) ※期間前更新(業務・入院・海外渡航等のため)を受けようとする方は印鑑が必要です。 ※更新期間中の方は、更新手続きと同時に再交付手続きをすることができます。 		
<手数料>			
区分	優良運転者講習に該当する方	一般運転者講習に該当する方	違反・初心運転者講習に該当する方
更新手数料	2,500円	2,500円	2,500円
講習手数料	500円	800円	1,350円
計	3,000円	3,300円	3,850円

お問い合わせ先

運転免許センター TEL 018-824-3738
または最寄りの警察署(免許受付)まで